元第2621号

令和元年７月26日

介護保険事業者　各位

中野市長

（公印省略）

中野市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービスにおける

介護職員等特定処遇改善加算の創設等について（通知）

日頃、本市の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、平成31年４月26日付けで「地域支援事業実施要綱（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）」（以下「国実施要綱」という。）が改正され、令和元年10月１日から介護予防・日常生活支援総合事業においても「介護職員等特定処遇改善加算」の算定が可能とされました。

つきましては、国実施要綱の改正を受け、本市における訪問型サービス（訪問介護相当サービス、訪問型サービスＡ）及び通所型サービス（通所介護相当サービス、通所型サービスＡ）において、令和元年10月１日から「介護職員等特定処遇改善加算」を別紙のとおり創設しますので、御承知おきください。

なお、令和元年10月１日から当該加算を算定する場合は、令和元年８月30日までに「令和元年度介護職員等特定処遇改善計画書」を作成し、本市へ届け出ていただく必要があります。詳しくは本市公式ホームページを御確認ください。

また併せて、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの加算以外の基本単位についても、国実施要綱の改正を受けて令和元年10月１日から別紙のとおり変更しますので御確認ください。訪問型サービスＡ及び通所型サービスＡの単位も変更する予定ですが、詳細については改めて御連絡いたします。

全てのサービスコードにつきまして、10月中旬にホームページにて公開を予定しております。公開まで時間が掛かり申し訳ありませんが、しばらくお待ちください。

　＜本市公式ホームページ掲載場所（介護職員等特定処遇改善加算関係）＞

トップページ → 「暮らしのシーンから探す」 → 「高齢者・介護・障がい者」 → 「介護保険（事業者向け情報）」 → 「地域密着型サービス事業者向け情報」 → 「介護職員処遇改善加算について」

　　<http://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2017030200025/>

中野市健康福祉部高齢者支援課

介護予防包括支援係

課長　吉村　恵利子

担当　小出　栄男　　塩野入　沙耶佳

電話：0269-22-2111　内線389

FAX：0269-22-2295